

指定入院医療機関における医療観察法病棟入院料に係る届出受理状況

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法」（厚生労働省告示第 366 号）に規定される医療観察法病棟入院料について、管内の指定入院医療機関における届出受理状況は、下表のとおりです。

（令和 8 年 9 月 1 日現在）

項番	指定入院医療機関名称	指定入院医療機関所在地	医療観察法病棟入院料の種別	算定開始年月日
1	北海道大学病院附属司法精神医療センター	北海道	医療観察地域移行支援病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日